

平成30年7月3日

報道機関 各位

伊達市健康福祉部国保年金課

### 国民健康保険税の軽減特例判定誤りについて

平成23年度から平成29年度の国民健康保険税について内容を確認したところ、平成30年6月28日に3件の課税誤りを確認いたしました。

該当される皆様には、大変ご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

誤りの内容と今後の対応につきましては、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1 内容

7月の平成30年度国民健康保険税当初課税に向けて、被保険者の加入資格状況の確認作業を行っていました。

この過程において、通常自動判定となっている軽減特例の「特定世帯<sup>\*1</sup>・特定同一世帯所属者<sup>\*2</sup>」の判定が、『遡及加入世帯』（平成20年の後期高齢制度開始以降、被保険者が国保から後期に移行したことにより国保が全喪失世帯となった後に、全喪失日前に遡及して他の世帯員が国保加入した世帯）についてはシステム仕様により手動判定となっており、委託業者の専用ツールによりこの事象の設定内容に誤りがないか確認したところ、該当世帯20世帯のうち、3世帯に軽減特例の適用にかかる課税誤りが判明しました。

内訳は、課税増となるものが1件2,000円、還付となるものが2件134,400円です。

◎被保険者が国保から後期に移行したことにより適用される軽減特例の対象

※1「特定世帯」：被保険者が国民健康保険から後期高齢者医療に移行することでその世帯に被保険者が一人のみ残る世帯

※2「特定同一世帯所属者」：国民健康保険から後期高齢者医療に移行した被保険者でその世帯主に変更がないもの

##### 2 対応

平成30年6月28日～29日にかけて対象者へ訪問しお詫びと説明を申し上げ了承をいただきました。7月に課税及び過誤納金の還付をすることとします。

##### 3 再発防止策

月々の異動処理に関して専用ツールにより対象となるデータを抽出し「特定世帯・特定同一世帯所属者」であることを確認し、判定誤りを防止します。

【問い合わせ先 伊達市健康福祉部国保年金課 TEL024-575-1198】